

「安全管理者」選任時研修(第1回)

安全管理者の選任と労働基準監督署への届出はお済みですか？ 資格者の計画的養成や、安全教育としてもご利用下さい。

主催：(一社)三田労働基準協会(幹事)・渋谷労働基準協会
(一社)品川労働基準協会・(一社)大田労働基準協会

50人以上の工業的業種〔注1〕の事業場(企業単位ではなく、支店工場営業所など場所ごとに必要です)は、「安全管理者」を選任し、安全に係る技術的事項を管理させることが義務付けられています(労働安全衛生法第11条)。安全管理者の選任要件として、一定の実務経験者等〔注2〕であることに加え、厚生労働大臣が定める本研修を修了していることが必要(労働安全衛生規則第5条)となり、また、労働基準監督署への「安全管理者選任報告」提出に際しても、本研修の修了証写しの添付が求められます。

安全管理者の選任要件の充足、また、異動等に備えての資格者の計画的養成や、社員の安全教育として、本研修をご活用下さい。

記

- 1 日 時(2日間研修) (いずれも、会場の開場及び受付開始は09:00です)
1日目: 2019年 5月 28日(火) 09:20~17:00
2日目: 2019年 5月 29日(水) 09:20~12:50
- 2 会 場 三田労働基準協会1階研修センター(裏面案内図参照)
港区芝4-4-5 (都営地下鉄三田駅A9出口徒歩1分、JR田町駅三田口(西口)徒歩8分)
- 3 研修科目 法令に定められた全科目(講師:労働安全コンサルタント、テキスト:中災防発行)
- 4 修了証 全科目受講された方(遅刻早退不可)に、2日目の研修終了後交付します。
- 5 定 員 32名(先着順) 注:協力会等で25名以上集まる場合には別途委託講習をお受けできます
- 6 対象者 新たに安全管理者に選任される者、または平成18年10月1日時点で選任期間が2年未満の安全管理者 など。
- 7 受講料(消費税込み)
上記4労働基準協会の会員 9,000円(テキスト代等を協会が助成します)
それ以外の方 11,000円
- 8 申込方法等
 - ① 受講申込:裏面「申込書」により、品川労働基準協会宛にFax(03-3447-2490)して下さい。
(この案内はPCで、品川労働基準協会と入力し検索してHPから、プリント可)
 - ② 申込受付と受講料の振込:受講可能な場合は受講番号を記入のうえ「受講票」として申込担当者にFax返信いたします。受講料は受講票到着後、5月21日(火)までに次の銀行口座にお振込み下さい(振込手数料はご負担願います)。後日、振込銀行先、振込日等を同裏面に記載しFaxでお知らせ下さい。

1. みずほ銀行	五反田支店	口座番号	普通預金	2970474
2. 三菱UFJ銀行	五反田支店	口座番号	普通預金	0228757
口座名義 一般社団法人 品川労働基準協会 会長 佐野角夫(サノ スミオ)				

振込人名の前に講習会の月日をご記入下さい。(記入例 → 0528 〇〇カイシャ等)

- ③ 受講の取消:5月21日(火)までの取消しは受講料を全額返還いたします(振込手数料はご負担願います)。それ以降の取消しは返還できませんので予めご承知おき下さい。
なお、受講の取消しのご連絡が締切日5月21日(火)までにない場合も受講料はご負担して頂きます。

〔注〕1 安全管理者の選任が必要な工業的業種(事業場(場所単位)の規模は50人以上) <安衛法施行令3条参照>

製造業・建設業・運送業・清掃業・電気業・ガス業・熱供給業・水道業・通信業・自動車整備業・機械修理業・各種商品卸売業・各種商品小売業・家具建具什器等卸売業・家具建具什器等小売業・燃料小売業・旅館業・ゴルフ場、林業・鉱業

2 安全管理者の選任要件<詳しくは労働安全衛生規則5条、昭47.10.2告示138号>

大学・高専の理系卒業後2年以上の産業安全実務経験者、②高校・中学の理系卒業後4年以上の産業安全実務経験者、③大学・高専の理系以外卒業後4年以上の産業安全実務経験者、④高校の理系以外卒業後6年以上の産業安全実務経験者、⑤7年以上の産業安全実務経験者など

